

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園
指定管理者募集要項

令和8年4月
秦 野 市

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園の管理運営業務について、民間の活力を活用することにより、サービスの向上と経費の節減を図るとともに、効果的かつ効率的に運営するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する秦野市都市公園条例（昭和50年秦野市条例第9号。以下「条例」という。）第32条第2項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

2 施設設置目的

- (1) 秦野市カルチャーパーク（以下「カルチャーパーク」という。）
文化、教養、スポーツ及びレクリエーションの場を一体的に市民及び滞在者に提供することにより公共の福祉を増進し、持続可能で活力のあるまちづくりに役立てることを目的としています。
- (2) 秦野市立おおね公園（以下「おおね公園」という。）
都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づく都市公園として、公共の福祉に資することを目的としています。

3 対象施設の概要

カルチャーパーク及びおおね公園を一括して指定管理業務の対象とします。
なお、その対象範囲の詳細は、「秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園施設管理業務仕様書」別紙2を御参照ください。

(1) 名称及び所在

	名 称	所 在 地
カルチャーパーク (約 197,000 m ²)	●総合体育館	秦野市平沢148番地 ほか
	管理事務所	
	旧管理事務所	
	●陸上競技場	
	●野球場	
	●庭球場	
	●水泳プール(夏期のみ)	
	中央こども公園	
	ジョギングコース	

おおね公園 (約 68,000 m ²)	管理事務所 (●温水プール・ ●トレーニングルーム)	秦野市鶴巻940番地
	施設管理棟	
	●庭球場	
	●多目的広場	
	スケーティング場	
	ゲートボール場	
	ジョギングコース	
	わんぱく広場	

※ 施設名に●印のあるものは、有料施設となります。

(2) 愛称

カルチャーパーク総合体育館、野球場、中央こども公園及びおおね公園は、ネーミングライツパートナーと契約を取り交わしており、それぞれ次のとおりの愛称としています。

指定管理者は、5に示す指定の期間（以下「指定管理期間」という。）におけるネーミングライツパートナー契約の期間中、それぞれの施設の呼称、印刷物、表示物に愛称を使用しなければなりません。

なお、指定管理期間内にその契約を更新する場合、もしくは新たな契約の締結により、愛称が変更となる場合があります。この場合、秦野市は指定管理者と協議をしたうえで、秦野市又はネーミングライツパートナーの負担により、看板、パンフレットの印刷物、ホームページの表示変更や改修工事を行うことがあります。パンフレット等の作成をお願いする場合は、秦野市は事前に指定管理者と協議し、その業務の費用負担等については合理性の認められる範囲で秦野市が負担することとし、指定管理料で調整するものとします。

ア 総合体育館

総合体育館は、令和3年11月から令和8年10月まで、株式会社メタックスとネーミングライツパートナーとして契約をし、その愛称を「メタックス体育館はだの」としています。

イ 野球場

野球場は、令和5年4月から令和10年3月まで、中栄信用金庫とネーミングライツパートナーとして契約をし、その愛称を「中栄信金スタジアム秦野」としています。

ウ 中央こども公園

中央こども公園は、令和5年5月から令和10年4月まで、株式会社不二家とネーミングライツパートナーとして契約をし、その愛称を「ペコちゃん公園はだの」としています。

エ おおね公園

おおね公園は、令和4年4月から令和9年3月まで、株式会社NIT TANとネーミングライツパートナーとして契約をし、その愛称を「NIT TANパークおおね」としています。

(3) カルチャーパークの概要

カルチャーパーク各施設の概要については、次のとおりとします。ただし、行事、イベント及び大会等により営業時間以外の時間であっても開館する場合があります。

ア 総合体育館

愛 称	メタックス体育館はだの
建築面積	7,305.02㎡
延床面積	12,297.30㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
営業日	1月4日から12月28日まで (保守点検日は除く)
営業時間	午前9時から午後9時30分まで
施設内容	地下1階、地上2階、塔屋1階 1階：メインアリーナ、サブアリーナ、第1武道場、弓道場、第3会議室、その他（審判員室、記者室、本部役員室、放送室、事務室2、医務室、応接室、更衣室男女各2、シャワー室男女2、トイレ男女各3、車いす用更衣室・シャワー・トイレ男女各1、エレベーター） 2階：トレーニングルーム、ランニングコース、第1会議室、第2会議室、その他（更衣室男女各1、シャワー室男女1、トイレ男女各1、車いす用更衣室・シャワー・トイレ男女各1、エレベーター）
竣工年	平成8年

イ 陸上競技場

土地面積	21,800.00㎡
建築面積	480.84㎡
延床面積	312.84㎡ 管理棟 294.00㎡ トイレ 18.84㎡
構造	管理棟：鉄骨造地上1階 トイレ：木造地上1階
営業日	1月4日から12月28日まで
営業時間	午前8時30分から午後9時まで
施設内容	トラック：全天候型トラック（ポリウレタン表層材） 収容人数：840人 管理棟、トイレ、シャワー室、授乳室
供用開始	昭和49年

ウ 野球場

愛称	中栄信金スタジアム秦野
土地面積	17,519.00㎡
建築面積	3,430.40㎡
延床面積	3,472.42㎡ 本部席及び観覧席 3,430.40㎡ トイレ 42.02㎡
構造	本部席及び観覧席：鉄筋コンクリート造り地上2階 トイレ：木造地上1階
営業日	3月1日から12月の第2日曜日まで
営業時間	午前7時から午後9時30分まで
施設内容	両翼94m、センター120m 内野：クレイ補装、外野：天然芝 ナイター照明：140基（4塔） 収容人数：約3,000人 その他設備：トイレ、シャワー室
供用開始	昭和48年

エ 庭球場

営業日	1月4日から12月28日まで
営業時間	午前9時から午後9時まで (5月から8月の土日祝日は午前8時から午後9時まで)
施設内容	砂入り人工芝コート10面(北側6面、南側4面) その他設備:ナイター照明60基
供用開始	昭和49年

オ 水泳プール(夏期のみ営業)

建築面積	281.44㎡
延床面積	291.44㎡ 施設棟 242.00㎡ 管理員詰所 19.44㎡ 料金徴収所 15.00㎡ 機械室 15.00㎡
構造	施設棟、機械室:コンクリートブロック地上1階 管理員詰所、料金徴収所:鉄骨造地上1階
営業日	7月1日から9月の第1日曜日まで
営業時間	午前9時から午後5時まで
施設内容	水泳プール(50m、25m、こども用プール) その他設備:トイレ、シャワー室、コインロッカー
供用開始	昭和49年

カ 中央こども公園

愛称	ペコちゃん公園はだの
施設内容	ドラゴンスライダー(ローラー滑り台) バリアフリーコンビネーション(バリアフリー遊具) キッズコンビネーション 健康遊具、トイレ、管理棟
供用開始	昭和53年

キ ジョギングコース

施設内容	3コース（1, 280m、790m、720m）
供用開始	平成28年

(4) おおね公園（愛称：NITTANパークおおね）の概要

温水プール等のおおね公園各施設の概要については、次のとおりとします。ただし、行事、イベント及び大会等により営業時間以外の時間であっても開館する場合があります。

ア 温水プール

営業日	1月4日から12月28日まで （保守点検日は除く）
営業時間	午前9時30分から午後9時まで
施設内容	25m×6コース、幼児プール、気泡浴 その他設備：トイレ、シャワー室、コインロッカー
供用開始	平成14年

イ トレーニングルーム

営業日	1月4日から12月28日まで （保守点検日は除く）
営業時間	午前9時30分から午後9時まで
施設内容	エアロバイク6台、ランニングマシン4台、 他に15種類の機器
供用開始	平成14年

ウ 庭球場

営業日	1月4日から12月28日まで
営業時間	午前9時から午後9時まで
施設内容	夜間照明付き全天候型ハードコート（4面）
供用開始	平成12年

エ 多目的広場

営業日	1月4日から12月28日まで
営業時間	午前9時から午後9時まで
施設内容	夜間照明付き人工芝
供用開始	平成13年

オ スケートイング場

施設内容	クオーターパイプ、ミニランプ等のセクション4基
供用開始	平成16年

カ ゲートボール場

施設内容	クレークコート1面
供用開始	平成12年

キ ジョギングコース

施設内容	2コース（1,080m、900m）
供用開始	平成16年

ク わんぱく広場

施設内容	ローラー滑り台、ターザンロープ、幼児用ブランコ、他に22種類の遊具
供用開始	平成16年

(5) 対象施設における大規模修繕の予定

ア カルチャーパーク

(ア) 総合体育館

令和9年度に給湯器、ファンコイルユニットの改修を予定していません。

令和10年度に空調設備（冷温水機）の改修を予定しています。

令和11年度に弓道場安土、空調機（会議室等）、直流電源用充電装置、ロールスクリーン、ファンコイルユニットの改修を予定しています。

令和12年度に空調機（会議室等）、温水洗浄便座、ファンコイルユニットの改修を予定しています。

(イ) 陸上競技場

令和9年度に3種公認継続に伴う施設の改修を予定しています。

(ウ) 野球場

令和9年度に客席ベンチの改修を予定しています。

令和11年度にグラウンドの改修を予定しています。

(エ) 水泳プール

令和9年度に子供プールサイドマットの改修を予定しています。

令和11年度にプール床防水の改修を予定しています。

令和12年度にプール観覧席舗装の改修を予定しています。

イ おおね公園

(ア) 温水プール

令和12年度に受電設備、プール床防水の改修を予定しています。

(イ) 庭球場

令和11年度に庭球場コートの改修を予定しています。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者は、指定管理期間中、次の業務（以下「指定管理業務」という。）を行うものとします。

なお、詳細については、「秦野市カルチャーパーク及び秦野市立おおね公園施設管理業務仕様書」のとおりとします。

(1) 施設運営等に関する業務

ア 施設利用に関すること。（有料施設の受付、施設操作、利用許可、利用料金の收受、行為の制限、情報提供（熱中症、光化学スモッグ警報を含む）等。ただし、おおね公園施設管理棟に設置された売店に係る運営を除く。）

イ 教室等の実施・開催に関すること。

(2) 施設の維持管理に関する業務

ア 施設及び什器備品等に係る保守管理・維持管理業務（各種法定点検業務を含む。ただし、建築基準法第12条に基づく定期点検を除く。）

イ 環境衛生管理業務

ウ 清掃業務

エ 植栽・外構施設管理業務

オ 駐車場管理業務

カ 消耗品管理

(3) キャッシュレス決済への対応

指定管理者は、利用者の利便性向上のため、各種キャッシュレス決済に対応するほか、秦野市が実施する電子地域通貨「OMOTANコイン」の利用促進に協力し、加盟店登録を行うこととします。なお、「OMOTANコイン」の加盟店換金手数料については、指定管理者の負担とします。

(4) 自主事業の実施に関する業務

スポーツ教室、レクリエーション、健康づくり事業等の実施。（ただし、現在、秦野市内において各種教室を開催している公益財団法人秦野市スポーツ協会は、指定管理者の指定後も継続して各種教室を開催することから、秦野市は、公益財団法人秦野市スポーツ協会が実施するプログラム内容を考慮して、指定管理者が実施する各種教室のプログラム内容を承認することとします。）

なお、公益財団法人秦野市スポーツ協会の実施するプログラム内容は、ホームページ（<https://www.hadano-sports.com>）を参照してください。

5 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）とします。

6 指定管理業務に要する経費等

指定管理者は指定管理業務を遂行するため、施設運営に要する経費に対して秦野市が支払う指定管理料のほか、利用者等が指定管理者に支払う利用料金、そして自らが企画し市長の承認を得て実施する自主事業の収入（「4指定管理者が行う業務」中(3)の業務に関し、利用者等が指定管理者に支払う料金（以下「自主事業収入」という。）をいう。）を自らの収入とすることができます。

指定管理者は、利用料金収入及び自主事業収入を施設管理の主な収入源としますので、それを前提として、秦野市から指定管理者に支払う指定管理料の額を事業計画書に記載してください。

(1) 指定管理料

指定管理料の上限及び支払については次のとおりとします。

ア 指定管理料の上限額

444,821,000円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、これを超える事業計画を提出した団体は審査の対象外とします。

イ 指定管理料の支払

(ア) 指定管理料及び指定管理料の支払時期や方法については、毎年度、事業計画書をもとに秦野市の歳出予算の範囲内で協議のうえ、別途「年度協定書」にて定めるものとします。

(イ) 指定管理料は、光熱水費を除き原則として返還を求めません。ただし、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の一部が履行されていないことが確認された場合には、その履行されなかった部分等に相当する指定管理料の返還を求めます。

(ウ) 利用料金収入の減少等、指定管理者の運営に起因する不足額について、秦野市は原則として補填は行いません。ただし、光熱水費に限っては、年度の支払い実績が、基準額の105%を超えた場合は、その超過分を市が補填し、基準額の95%を下回った場合は、支払い実績と基準額の95%との差額を市に返還するものとする。

光熱水費の基準額 111,160,000円/年（消費税及び地方消費税を含む。）

(エ) 指定管理料の算出は、支出合計額から利用料金収入と自主事業収入を差し引いた金額となります。

(2) 利用料金

指定管理者は、条例（第14条関係・別表第2参照）に定める範囲内で、市長の承認を得て利用料金を定めるものとし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定に基づき、その全額を指定管理者の収入とすることができます。

なお、指定管理者は、条例及び秦野市都市公園条例施行規則（昭和50年秦野市規則第5号）に定める基準に従い、利用料金の減免及び還付をするものとします。

また、指定管理者の指定管理期間の満了のときに収入済みの指定管理期間の満了日の翌日以降が利用日である利用料金、又は指定管理者の指定を取り消されたときに収入済みの指定の取消の日の翌日以降が利用日である利用料金については、指定管理者の指定管理期間の満了日又は指定管理者の指定の取消日から30日以内に市に返還するものとします。

(3) 自主事業収入

指定管理者は、カルチャーパーク及びおおね公園の設置目的を効果的に達成するため、市長の承認を得て施設を活用した自主事業等を行うことができ、その収入を自らの収入とすることができます。

7 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者は、秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秦野市条例第13号）の規定により個人情報の適正な管理のための必要な処置を行うとともに、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）の規定により積極的な情報公開に努めてください。

8 応募資格等

(1) 応募資格

応募資格は、法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等により構成された共同企業体（以下「グループ」という。）で、次の各号の要件を全て満たすこととします。

ア 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中でないこと。

エ 市税、県税及び国税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

カ 指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過していない者でないこと。

キ 現地見学会に参加すること。

(2) グループでの応募における留意事項

グループで応募をされる場合は、次の事項について留意してください。

ア (1)のアからカまでの要件は構成する全ての構成員が、また(1)のキの

要件については構成員のうちいずれかの法人等が要件を満たす必要があります。

イ 代表する法人等を定めてください。

ウ 単独で応募をした法人等は、この応募において、別のグループの構成員になることはできません。

エ 法人等は、この応募において、複数のグループで同時に構成員になることはできません。

9 提出書類

応募しようとする法人等又はグループは、次に掲げる書類を提出してください。

なお、グループの場合、(8)以降の書類については、各構成員について提出してください。

また、提出書類は、A4サイズを基本としますが、やむを得ないものに関してはこの限りではありません。(11)から(13)の証明書は、提出日の前3か月以内に発行されたものとします。

- (1) 指定管理者指定申請書（秦野市都市公園条例施行規則（昭和50年秦野市規則第5号）第33号様式）
- (2) 事業計画書（概要版）
- (3) 事業計画書（様式第1-1号）
- (4) 事業計画書（収支計画）（様式第1-2号）
- (5) 事業計画書（団体の概要等）（様式第1-3号）
- (6) 誓約書（様式第2号）
- (7) 委託予定業務一覧表（様式第3号）
- (8) 法人等の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (9) 法人等の組織、沿革その他事業の概要を記載した書類
- (10) 貸借対照表及び損益計算書（営利法人でない団体の場合は、予算書及び収支決算書）（令和4年度から令和6年度分）
- (11) 法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (12) 法人税の納税証明書及び消費税の納税証明書（納税証明書その3の3）
- (13) 地方税の納税証明書（主たる事業所を有する所在地に係る都道府県税及び市町村民税の納税証明書（未納がないことを証するもの）・令和4年度から令和6年度分）

- (14) 法人等の就業規則
- (15) その他市長が必要と認める書類

10 募集日程

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和8年4月20日(月) |
| (2) 現地見学会 | 令和8年4月28日(火) |
| (3) 質問受付期限 | 令和8年5月12日(火) |
| (4) 質問回答期限 | 令和8年5月19日(火) |
| (5) 申請書受付期限 | 令和8年6月18日(木) |
| (6) 第1次審査(書類審査等) | 令和8年6月下旬 |
| (7) 第2次審査(プレゼンテーション) | 令和8年6月30日(火) |
| (8) 選定結果の通知・公表 | 令和8年8月上旬 |
| (9) 指定管理者の指定 | 令和8年10月上旬 |

11 募集要項等の配布

募集要項等は、公募開始日以降、秦野市役所建設部公園課(カルチャーパーク管理事務所2階)で配布します。また、秦野市のホームページからもダウンロードできます。

12 現地見学会について

応募方法、応募書類等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催しますので、申請団体(法人等又はグループ)は御参加ください。当日は募集要項等の資料は配布しませんので、御持参ください。

なお、参加人数は、申請団体(法人等又はグループ)につき2名までとします。

- (1) 日時
令和8年4月28日(火) 午後1時～
- (2) 場所
秦野市総合体育館1階 サブアリーナ
- (3) 参加申込

令和8年4月27日(月)正午までに「現地見学会参加申込書」(様式第4号)に必要事項を記入のうえ、FAX又は電子メールにてお申込みください。

13 質問について

(1) 受付方法

質問書（様式第5号）に記入のうえ、電子メールで提出してください。

E-mail:kouen@city.hadano.kanagawa.jp

受付は上記の電子メールのみで受け付けます。各施設への連絡はしないでください。

また、電話では受け付けませんので、予め御了承ください。

(2) 回答方法

秦野市ホームページへの掲載により回答します。

14 申請書の提出

(1) 提出先

秦野市建設部公園課公園緑地担当

（秦野市平沢148番地 カルチャーパーク管理事務所2階）

電話 0463（73）8612

(2) 提出期限

令和8年6月18日（木）午後4時まで

なお、提出時に提出書類の確認を行いますので、提出日の3日前までに提出日時を御連絡ください。

(3) 提出方法

直接持参（郵送不可）

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後4時まで

(4) 提出部数

正本1部、副本18部（事業計画書（概要版）、様式第1-1～1-3号については、ワード又はエクセルにより、CD-R等に格納して提出してください。）

なお、第2次審査（プレゼンテーション）は匿名で実施するため、副本の作成に当たっては、社名及びロゴ並びに製品名等を記載しないでください。

(5) 注意事項

ア 各書類を「9 提出書類」に記載の順番で綴じ、書類ごとにタックインデックスを付して提出してください。

- イ 提出日の事前連絡は必ず行ってください。
- ウ 提出された申請書類は、提出後において、差し替えはできませんので、記載事項及び添付資料等の確認を十分に行ったうえで提出してください。
- エ 提出された書類は、返却しません。
- オ 提出された書類は、必要に応じて複写します。
- カ 申請書類は、情報公開請求があった場合、「9 提出書類」の(2)事業計画書（概要版）を除き、非公開としますので、それを前提に作成のうえ、提出してください。
- キ 申請書類作成及びプレゼンテーション等に要する経費は、全て申請者の負担とします。
- ク 申請書類提出後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

15 第1次審査（書類審査等）

申請団体数が4を超えた場合は、次のとおり第1次審査を行い、原則上位4団体以内を選定します。なお、申請団体数が4を超えない場合は、第1次審査は行わず、第2次審査でその全ての申請団体を審査します。

- (1) 日程
令和8年6月下旬
- (2) 審査内容
事業計画書等の内容審査
- (3) その他
選定結果は、申請団体に通知します。

16 第2次審査（プレゼンテーション）

プレゼンテーションは、第1次審査で選定された団体が行うものとし、提出された提案内容に基づき、指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）において、プレゼンテーションを行っていただきます。

不参加の場合は、申請を辞退したものとみなします。

- (1) 日程
令和8年6月30日（火）
- (2) 会場及び時間
プレゼンテーション対象者に別途通知します。

(3) 出席者

1 団体 4 名以内とします。

(4) 発表時間等

20 分程度のプレゼンテーションの後、事業計画書の内容等に関する質疑応答（15 分程度）を行います。

(5) その他

プレゼンテーションの発表順は、申請書の受付順です。発表の際に機器を使用される場合は、プロジェクター及びスクリーンは秦野市で用意しますので、事前にお申し出ください。その他の機器は申請団体で御用意ください。

なお、事業者名を伏して行うため、入室者は社章、名札等は身に付けないでください。

17 選定方法

選定評価委員会において、提出された事業計画書を次の審査項目に沿って審査し、評点の一番高いものを指定管理者候補に選定します。

なお、プレゼンテーションは、申請時に提出した事業計画書に基づき実施してください。

1 その事業計画による都市公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。		20 点
【管理運営の基本的な考え方について】 ・施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針となっているか。 ・管理運営に対する意欲や熱意があるか。 ・業務内容等が公共性の視点に立ったものか。	10 点	
【利用者への支援計画】 ・利用しやすい施設運営を考えているか。 ・利用者の平等な利用は確保されているか。 ・利用者の相談、苦情等への対応に配慮しているか。	10 点	
2 その事業計画の内容が都市公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。		65 点
【施設利用の促進方策】 ・これまでの利用状況の考察を踏まえ、施設を有効活用する新たな視点が盛り込まれているか。 ・利用者増加の工夫がなされているか。 ・利用者サービスの向上に工夫が見られるか。	15 点	

【安全管理・事故防止】 ・利用者の安全確保や秩序の維持を考えているか。 ・事故の未然防止や防災防犯に配慮しているか。	5点	
【地域協働】 ・地域住民や公益財団法人秦野市スポーツ協会等の団体との連携や協働が図られる計画となっているか。	10点	
【自主事業の実施計画】 ・独自の特色ある事業の提案がなされているか。 ・住民ニーズを把握する方策がとられているか。 ・参加しやすいよう創意工夫がとられているか。 ・利用者への公平性について考慮されているか。	5点	
【指定管理料の妥当性】 ・指定管理料は、募集要項に定める業務を実施するうえで妥当なものになっているか。 ・指定管理料の積算根拠が明確かつ妥当か。	10点	
【経費節減の考え方】 ・経費節減の創意工夫が見られ、妥当なものとなっているか。	5点	
【収入予算の妥当性・安定性】 ・利用料金その他の収入の予測の根拠は、公共性を理解した妥当なものとなっているか。	5点	
【事業収益向上の考え方】 ・事業収益向上の考え方に創意工夫が見られ、実現性を踏まえ妥当なものとなっているか。	5点	
【広報計画・研修計画】 ・利用促進効果のある計画をしているか。 ・従業員の資質の向上に向けた研修を計画しているか。	5点	
3 その事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること		
【安定的な運営を行う体制、人員配置】 ・安定した管理運営が可能な専門的な知識を有する必要な人員体制を備えているか。 ・費用対効果に配慮した施設運営及び効率的な体制を備えているか。	5点	50点
【維持管理体制】 ・施設を維持するうえで維持管理体制が把握されたものになっているか。 ・人員配置計画は専門性を理解した効率的な人員配置となっているか。	5点	

<p>【施設の維持管理計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の維持管理は十分な計画となっているか。 ・警備に当たって施設の安全管理等の対策が計画されているか。 ・樹木等の管理は、公園機能を維持するのに十分な計画となっているか。 ・清掃の実施回数等において施設の美観、衛生を保つための十分な計画となっているか。 ・経費節減に努め、施設の快適性の向上に寄与するものとなっているか。 	5点	
<p>【設備の保守管理計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理を代行する取組に対する考え方は適切か。 ・保守点検の実施回数等において、施設の機能維持、利用者の安全確保に十分な計画となっているか。 	5点	
<p>【個人情報の保護・情報公開・コンプライアンス・社会貢献】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護や情報公開に関する制度を理解し、体制を整備しているか。 ・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理や諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規等の法令遵守の徹底に向けた取組はどのようなか。 ・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況はどのようなか。 ・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）の取組はどのようなか。 	5点	
<p>【市内事業者の活用・市民の雇用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の活用や市民の雇用が図られる計画となっているか。 	15点	
<p>【管理運営等実績・事業遂行能力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に精通しているか。 ・経験や知識は優れているか。 ・経営状況が安定しているか。 	10点	
合 計		135点

18 無効又は失格

募集要項に記載しているもののほか、次の事項に該当する場合は、無効又は失格となります。

- (1) 申請書の提出先、提出期限、提出方法等が守れなかったとき。

- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (4) 虚偽の内容が記載されているとき。その他、選定評価委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不適切と認められたとき。
- (5) 選定評価委員会委員及び秦野市職員への接触等により、不正に情報入手する等の事実が判明したとき。

19 選定結果の公表

選定結果については、秦野市のホームページで公表するとともに、各申請者に文書で通知します。

20 指定管理者の指定手続き

(1) 指定管理者の指定

選定評価委員会による指定管理者候補の選定後は、指定管理者の指定の手續として、秦野市議会の議決を経る必要があります。

(2) 協定の締結

秦野市は、議会の議決を経て指定管理者の指定をした後に、施設の管理運営全般について、指定管理者と協定を締結します。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

秦野市は、指定の手續きの過程で、次に掲げるとおり指定管理者候補を指定管理者に指定することが不相当と認められる事由が生じた場合、又は秦野市議会の議決を得られないとき、指定しないことがあります。また、この場合であっても、応募及び指定管理開始の準備のために要した費用については一切補償しません。

ア 正当な理由がなく協定の締結に応じないとき。

イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 応募資格を喪失したとき。